

貞享元年八月十二日

竹屋勘兵衛 判

木屋勘右衛門 判

町御奉行所

按ずるに、右上作の中に載せたる兼則は、四代作丞兼則なるべし。此の後享保五年六月の取調書には、其の名見えず。又天明三年の飛鳥川記に、御刀鍛冶二人扶持炭宮五郎右衛門兼光。とあり。されば天明の頃までも、其の子孫存在せし事知られけり。或は云ふ。天明・寛政の頃、松平七郎泰平といへる鍛冶あり。此の泰平も炭宮兼春が古蹟をば慕ひ、炭宮川の清潔なる河水を以て刀劍を鍛へんとて、三社古道に居住を構へ、爰に居住して鍛へたりといへり。また龜尾記に、兼則は荒木兼則と稱し、兼若の弟子にて、三社木揚場炭宮川の邊に居住しけるに依りて、今世人炭宮の兼則と呼べり。兼則が苗字は荒木にて、炭宮は俗稱なりといへり。さればそのかみ、兼春・兼則兄弟兩家共に同地に居住せしが故に、兼春・兼則兩作共に炭宮物と呼べるなるべし。

○三輪氏邸跡

延寶金澤圖に、三輪治郎作と記載し、炭宮川を門前となし

たり。元祿六年の土帳に、三輪治郎作三社古道馬淵加右衛門近所。とあり。享保九年の土帳に、馬廻組千石三輪甚五左衛門古道。と載せたり。その子孫歴代爰に居住せしかど、明治廢藩の際、家屋を毀ち地所を賣却して退去せり。

○崎人彌七墳

三輪氏の邸地内にあり。故に三輪氏居住中は、毎歲盆中に高燈籠を供ふるを舊例とせりといへり。彌七は大野村の産にて、其の親元は横屋彌三兵衛とて、金澤升形の西福寺と云ふ眞宗道場の門徒也。そのかみ西福寺此の地にあり。故に彌七をば爰に埋葬す。然るに西福寺升形へ轉地し、其の寺跡を三輪氏拜領して居邸となし、時、彌七が墳墓はその儘になし置き、崎人の遺墳なりとて、燈籠をも手向けられしといへり。一説には、彌七は西福寺の下僕にて、此の地に寺ありし頃勤め居て没す。故に寺中に埋葬せし遺墳なりともいへり。但し彼の親元なる横屋は、今に至り西福寺の門徒なりとぞ。

○崎人彌七傳話

加賀古跡考に云ふ。むかし大野村に何某とかやいふ農家あ

り。或日いづちとも知らぬ男一人來りて、我は彌七といふものにてよき男なり。召遣はれよといへり。註に云ふ。是此の國の風俗なりけん。今も能登の外浦より、船子・獵師など冬季に向ひ隙になりぬれば、口を糊する爲に、金澤等へ出で知らぬ家に至り、みづからよい男でござる、奉公に遣はれよといふものまゝあり。いづちの者とも知れず、名も定かならぬを、冬三ヶ月下部となして召置く事當國のならはし也。世俗是を能登部といへり。寔に淳素の遺風といふべし。右彌七もみづからよき男なり、召置かれよといひしは、そのかみの風俗なる事知られけり。さて其あるじ聞きてうけがひ、則彌七をば召置き遣はん事を許す。その翌日、麥畑をうてよといひ付けしかば、彌七畏りて、即ち鋏をかたげて出行きけり。扱その仕事をなす事、他の下部共に倍し畑を打ちたり。歸りて主人に向ひ、なんとよき男にあらすや、ちと譽給へといふ。あるじ其の自慢を惡み、汝したゝかに飯を喰はせ養ふなれば、汝が畑をうつにあらす。飯が打つなり。汝自慢する事なかれといふ。彌七尤と伏しぬ。又の日も畑をうてよといふ。彌七出行きけるに、日

既に西に傾くに及べども歸らず。あるじ不思議におもひ、田圃に至り見れば、彌七鋏の柄に飯を入れたる風呂敷包のまゝくゞり付け、其身はかたはらに臥し居たり。主人見てあきれつゝ、こはいかにと問へば、彌七きのふ御ぬしの仰に、畑は飯がうつといはれたるが故に、今朝より斯くしてながめ居るといふ。主人理に伏し、きのふの言は予があやまりなりと謝す。彌七また畑を打つ事以前の如し。其の外何事をなすにも、はかの行く事他の下部に倍せり。去りながら萬端己が心にまかせ、主の心におもふ事をいひ出さぬ先を取る事をのみ好みけり。故に或時主人またいはく、汝よく仕業をすれども、ひたすら己が心を以て物をなす。都て人に仕はるゝ身としては、主のかくせよといへばすべし。せなといはゞやむべし。必ずおのが了簡をまじふべからずといへば、孫七(孫)心得たりといふ。其の後米俵の用意にせんとて、彌七に蔭をあめよといひ付けて、晝飯におよびし時、今朝より何枚あみたりやと問へば、彌七一枚一枚はまだ終らずと答ふ。心得がたく、廣場へ行きて見るに、一枚のこも長さ五・六間許あみたり。あるじあきれて、こはいかにとい